

日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会 ヒューマンデータ研究パイオニア賞 規程

第1条 本学会に学会賞として「ヒューマンデータ研究パイオニア賞」を設け、ヒューマンデータ研究の分野において評価の確立した業績を有し、先駆的で画時代的な研究成果を公表した本学会の会員に、これを授与する。

第2条 ヒューマンデータ研究パイオニア賞の受賞者は、当該事業年度の開始日(10月1日)から6箇月後の4月1日において50歳未満の会員とする。

第3条 ヒューマンデータ研究パイオニア賞の贈呈は、年ごとに、臨床研究、疫学研究、データ科学の各分野1名までとし、全体で毎年2名までとする。ただし、過去に本学会賞を受賞した者は除くものとする。

第4条 学会賞は賞状および楯とし、副賞を添える。

第5条 本学会理事・監事・評議員は、ヒューマンデータ研究パイオニア賞候補者1名を推薦できる。ただし、自薦は除く。

第6条 推薦者は下記の書類を添えて、ヒューマンデータ研究パイオニア賞候補者を代表理事に推薦する。

- ① 推薦書(推薦者による)
- ② 履歴書(受賞・表彰歴を含む)
- ③ 研究課題に関する概要と今後の展望(800字以内)
- ④ 業績目録(論文、学会発表(シンポジウム、講演)、招待講演、国際学会での発表に限る)
- ⑤ 研究課題に関する主要論文のPDF(10編以内)

第7条 代表理事は推薦されたヒューマンデータ研究パイオニア賞候補者について学会賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。ただし、推薦者、候補者、およびそれぞれの共同研究者は審査には加わらないものとする。

第8条 学会賞審査委員会は、代表理事より委嘱された理事・監事・評議員の若干名で構成される。委員の任期は、各年度の年次学術集会間の期間を1期として4期とし、2期で半数交替とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 学会賞審査委員会は、ヒューマンデータ研究パイオニア賞の受賞候補者を選定し、代表理事に報告する。

第10条 代表理事は、審査委員会の選定結果を理事会に報告し、理事会はこれに基づいてヒューマンデータ研究パイオニア賞の受賞者を決定する。

第11条 ヒューマンデータ研究パイオニア賞は総会にて授与され、受賞者は受賞講演を行う。

日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会 ヒューマンデータ研究パイオニア賞 細則

第1条 本細則は、ヒューマンデータ研究パイオニア賞選考規程の円滑な運用を図るために定める。

第2条 理事・監事・評議員によるヒューマンデータ研究パイオニア賞候補者の推薦期日は当該事業年度の開始日前日(9月30日)を2箇月遡る7月31日までに必着とする。

第3条 学会賞審査委員会は、ヒューマンデータ研究パイオニア賞の受賞候補者を選定し、当該年度の10月末日までに代表理事に報告する。